

三重県立図書館ホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県立図書館が管理するホームページのトップページ及び蔵書検索結果のページ（以下「図書館ホームページ」という。）への広告掲載を適正に行うため、三重県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類・規格等)

第2条 広告の種類及び要綱第4条に規定する広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 広告の種類 | バナー広告 |
| (2) 広告の掲載位置 | 図書館ホームページの所定の位置 |
| (3) 掲載枠数 | 最大8枠 |
| (4) 規格 | 大きさ 縦60ピクセル・横210ピクセル |
| | 形式 GIF又はJPEG（アニメ不可） |
| | データ容量 1画像あたり10KB以下 |

(広告の掲載基準)

第3条 前条に規定するバナー広告は、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいい、要綱第3条に規定する広告の掲載基準は、バナー広告本体だけでなくリンク先のホームページの内容についても適用する。

(広告の掲載の期間)

第4条 バナー広告にかかる要綱第5条の規定による広告を掲載する期間は、4月1日から翌年3月31日までの間で、1か月（原則として、毎月1日から月末まで）を単位とする。ただし、1か月を超える期間の広告掲載の申し込みがあった場合は、その期間を掲載期間とすることができる。

2 広告掲載開始日又は広告掲載終了日が三重県立図書館の管理等に関する規則（平成6年三重県教育委員会規則第20号）第4条に規定する休館日に当たる場合の広告掲載開始日又は広告掲載終了日は、三重県立図書館が別に定める。

(広告の募集方法)

第5条 要綱第6条の規定による広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募集方法は、原則として、三重県ホームページ及び図書館ホームページに募集要項等を掲載することにより公募するものとする。
- (2) 広告の掲載を希望する者は、三重県立図書館ホームページ広告掲載申込書兼誓約書（様式第1号）により三重県立図書館に申し込むものとする。
- (3) 三重県立図書館は、前項による申し込みがあった場合で必要と認めるときは、広告掲載希望者に対し、広告掲載に必要な範囲において資料の提出を求めることがで

きる。

(広告掲載の決定)

第6条 三重県立図書館は、前条の規定による申込みがあった場合は、募集期間終了後、速やかに三重県立図書館ホームページ広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を開催し、要綱第7条第1項に規定する順位により広告掲載を決定する。この場合、同じ順位のとときは、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定するものとする。

2 三重県立図書館は前項の規定により広告掲載を決定したときは、三重県立図書館ホームページ広告掲載（不掲載）通知書（様式第2号）により当該申込者に通知する。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠当たり10,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、審査会において広告掲載が決定した広告主のなかで、6ヶ月以上12ヶ月未満の掲載申込みがあった広告主は広告掲載料の10パーセントに相当する金額を、12ヶ月の掲載申込みがあった広告主は広告掲載料の15パーセントに相当する金額を、それぞれ長期掲載の特典として免除する。

2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を三重県立図書館が指定する日までに、三重県立図書館が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

(広告掲載料の返還)

第8条 三重県立図書館は、広告主の責に帰さない理由により、バナー広告の掲載期間において当該バナー広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、前条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該バナー広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により三重県立図書館がバナー広告を掲載するホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 三重県立図書館は、要綱第8条第2項の規定により広告掲載の取消を通知した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。

4 三重県立図書館は、要綱第9条の規定による広告掲載の取り下げを受理した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取り下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取消し及び中止)

第9条 三重県立図書館は、要綱第8条第1項の規定によりバナー広告が要綱第3条の規定に反すると判断したときは、広告の掲載を取り消すものとする。

2 三重県立図書館は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合及び要綱第9条の規定による広告掲載の取り下げを受理した場合は、バナー広告の広告掲載を中止するものとする。

(広告原稿の作成)

第10条 広告主は、広告原稿を三重県立図書館の指定する日までに、三重県立図書館の指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 三重県立図書館は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第2条、第3条、第12条、及び要綱第3条の規定に違反すると認められる場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載の方法)

第11条 三重県立図書館は前条の規定により提出された広告原稿によるバナー広告の掲載を、原則として広告掲載開始日の前日の午後1時から午後5時までの間に開始するものとする。

2 三重県立図書館は、前項の規定により掲載したバナー広告を、原則として広告掲載終了日の午後1時から午後5時までの間に取り除くものとする。

(広告の禁止表現)

第12条 バナー広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、そのバナー広告を掲載しない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(3) 実際には機能しないもの

(4) その他広告の表現として適当でないと三重県立図書館が認めるもの

2 バナー広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色などで、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合とし、制限に反する場合は、その広告掲載を認めない。

(広告の変更)

第13条 広告主は、バナー広告の掲載期間が複数月にわたる場合は、三重県立図書館にあらかじめ協議した上、当該バナー広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。この場合において、第8条の規定を準用する。

2 広告主は、バナー広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して7日前までに三重県立図書館に届け出るものとする。

(審査会)

第14条 要綱第11条の規定により、図書館ホームページに掲載する広告の可否を審査するため、審査会を設ける。

2 審査会の組織及び運営に関し、必要な事項は別途定める。

(協議)

第15条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、三重県立図書館と
広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第16条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴するもの
とする。

附則

この要領は平成19年6月11日から施行する。

附則

この要領は平成20年1月29日から施行する。

附則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成22年9月15日から施行する。

附則

1 この要領は平成23年2月8日から施行する。

2 三重県立図書館ホームページ等広告掲載要領（平成22年9月15日施行）（以下、
「旧要領」という。）は廃止する。

3 この要領の施行日以前において旧要領により広告掲載の決定を受けて、現に掲載中
の広告の取り扱いについては、なお従前の例による。

附則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成26年6月20日から施行する。

附則

この要領は平成28年3月19日から施行する。

附則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成31年4月26日から施行する。

附則

この要領は令和2年12月25日から施行する。